

令和2年門審第3号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成31年2月16日12時08分

長崎県壱岐島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

遊漁船B

総トン数	8.5トン	7.9トン
登録長	11.98メートル	11.83メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	380キロワット	316キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、はえ縄漁の目的で、船首0.7メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、平成31年2月15日19時00分長崎県高浜漁港を発し、壱岐島北西方沖合の漁場で操業を行ったのち、翌16日11時52分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、舵輪後方に立ち、GPSプロッター及びコースアップ表示の1.5海里レンジとしたレーダーを作動させて操船に当たり、11時54分若宮灯台から279度（真方位、以下同じ。）11.48海里の地点で、針路を337度に定めて自動操舵とし、折からの風潮流により右方に7度圧流されながら、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、12時06分若宮灯台から289度12.68海里の地点に達したとき、正船首780メートルのところにBを視認でき、同船が南西方に船首を向けたままほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁場発進時に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かないまま続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、12時08分若宮灯台から290.5度12.92海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷中央部に前方から85度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の北西風が吹き、視界は良好で、衝突地点付近には北東方に向かう微弱な潮流があった。

また、Bは、船体やや後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー、右舷側に魚群探知機、GPSプロッター及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、b受審人は1人が乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首1.2メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、同日06時45分長崎県臼浦港を発し、壱岐島北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、10時00分頃前示釣り場に到着し、釣り客を右舷側に配置させ、漂泊と潮上りを繰り返しながら遊漁を行い、11時58分若宮灯台から290度13.14海里の地点で、潮上りを終えて機関を中立運転とし、242度に向首して漂泊を始め、折からの風潮流により090度の方向に1.5ノットの速力で圧流されながら遊漁を続けた。

b受審人は、12時06分若宮灯台から290.5度12.98海里の地点で、242度に向首したまま漂泊中、操舵室を出て船首甲板に赴き、釣り客が釣ったぶりの活き締め（以下「魚の処理作業」という。）を始めた。

b受審人は、魚の処理作業を始めたとき、左舷船首85度780メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同作業を始める前に周囲を一見して船舶を見掛けなかったことから、接近する他

船はいないものと思い，見張りを十分に行わなかったもので，このことに気付かず，漂泊中の自船を避けずに接近するAに対し，警告信号を行うことも，更に接近しても，機関を使用して移動するなど，衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして，b受審人は，12時08分少し前釣り客の声で左舷至近に迫ったAに気付き，操舵室に戻って機関を前進にかけたものの，効なく，Bは，船首が242度を向いたまま，前示のとおり衝突した。

衝突の結果，Aは，船首部に擦過傷等を，Bは，左舷中央部に破口等をそれぞれ生じたが，のちいずれも修理された。また，Bの釣り客3人が第3腰椎横突起骨折等を負った。

#### (航法の適用)

本件は，壱岐島北西方沖合において，航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので，同海域には特別法の適用がないので，一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には，航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての定型的な航法規定がないので，本件は，同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は，壱岐島北西方沖合において，航行中のAが，見張り不十分で，前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが，Bが，見張り不十分で，警告信号を行わず，衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は，壱岐島北西方沖合において，高浜漁港に向けて航行する場合，前路の他船を見落とすことのないよう，見張りを十分に行うべき

注意義務があった。しかるに、同人は、漁場発進時に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、壱岐島北西方沖合において、遊漁を行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚の処理作業を始める前に周囲を一見して船舶を見掛けなかったことから、接近する他船はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月11日

門司地方海難審判所

審判官 福島 正 人